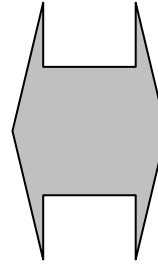


# 1. 行財政改革の背景と必要性

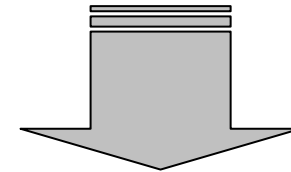
## 社会背景 ～地方自治体を取り巻く環境の変化～

- 拡大・多様化する行政需要
  - 少子・高齢化に伴う生産活動の縮小
  - 保育・介護の社会化
  - 安心・安全の確保
- 国と地方の関係の変化
  - 地方分権一括法の施行（権限と責任の委譲）
  - 三位一体改革（補助金削減、税源移譲、交付税改革）
  - 市町村合併の進行
- 「官」と「民」の関係の変化
  - 市民活動・NPO活動・地域自主組織の活発化
  - 規制緩和・特区・指定管理者制度・PFI等制度改革と民間活力の公共サービス分野への導入
  - 「協働」の理念の充実
- 財政危機
  - 景気低迷による税収減
  - 公債費負担の増大



## 従来の行政 ～問題点～

- 画一的な平等主義
- 時代に合わない制度・規則
- 公共サービスの「官」の独占
- 公共施設のストックと経費の拡大
- 行政システムの制度疲労



求められる新しい行政システムと行政運営

改革の  
チャンス

市町村合併は行財政の仕組みを新しいまちづくりへの挑戦に向けて改革する契機であり、行政組織が変わることによって、市民と行政がまちづくりに向けた力強い絆を生み出すチャンスでもある。（新市建設計画）

## 2. 雲南市の財政状況

### ○構造的収支不足の顕在化

- 三位一体改革及び公債費の増加(国の経済対策に呼応し、積極的に投資事業を実施したことなどによるもの)による影響額

【対 H15 年】 H16:11.5 億円 H17:12.3 億円 計 24 億円

- 平成 16 年度普通建設事業充当一般財源 20 億円 ⇔ 基金取り崩し 30 億円以上

仮に普通建設事業を全部やめたとしても、普通建設事業以外の部分で 10 億円以上の収支不足が発生している。

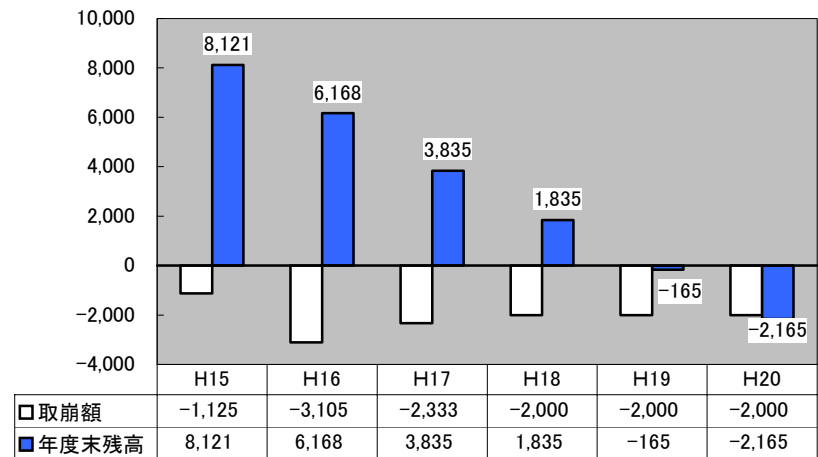
### ○表れていない合併効果

- 事務事業の統廃合が不十分。
- 行政組織としての事務処理の効率化が進んでいない。  
本庁⇔総合センター、教育委員会⇔教育分室
- 事務所分散による物件費の増加 など

### ○義務的な経費の増加

- 公債費 平成 20 年度元利償還金 60 億円突破(一般会計)
- 扶助費 対象者の増加、補助金の一般財源化、  
県単独補助金の廃止
- 補助費 一部事務組合負担金、特別会計繰出金、各種補助金  
事務事業一元化による増
- 物件費 施設維持管理運営費、行政組織分散による増
- 歳入 政策的な住民負担の軽減

(百万円) 基金取り崩し・残高見込み(H17.4月現在)



平成 17 年度当初予算と同様の状況が来年度以降も続けば、

**基金がほぼ2年間で枯渇し、3年目の平成19年度には赤字が発生！**

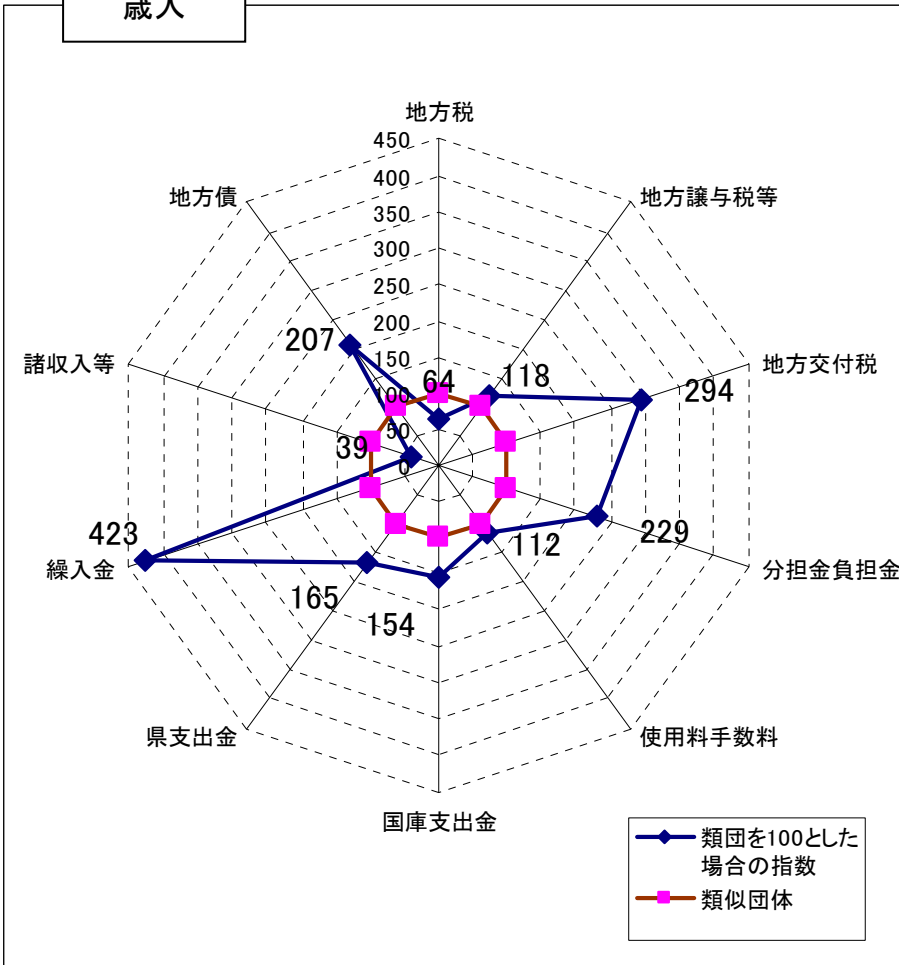
- 長期的な取り組みとあわせ、早急な改革が必要

**財政非常事態！**

# 財政構造から見た課題

※注 類似団体（H15 決算）と雲南市（H17 当初予算額）との比較

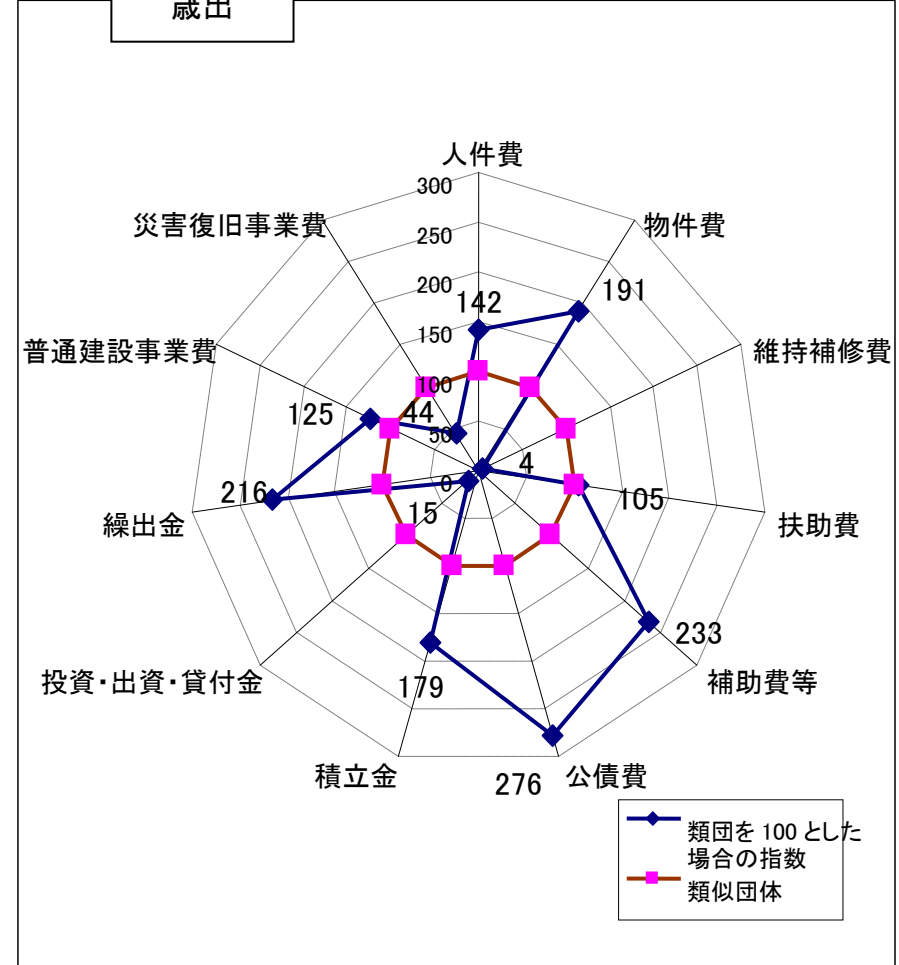
## 歳入



歳入の課題

- ・地方交付税頼み＝交付税制度見直しによる影響大
- ・収支不足を基金からの繰入金で穴埋め

## 歳出



歳出の課題

- ・公債費負担が大きいため、財政硬直化
- ・経常経費(人件費、物件費、補助費等)が多い

#### めざす姿

「生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり」をめざし、住民と行政が協働するまち（新市建設計画）

- 自ら考え行動する、市民が主役の自治のまち
- 市民に開かれた、効率的で信頼される行政運営が行われるまち
- まちの発展に向けて、市民と行政が協働して取り組むまち

#### 行財政改革の目標

##### ○ 新しい行政のしくみづくり

効率的な行政運営を行いながらも、市民本位、成果重視の視点で、市民・企業・行政が持っている様々な資源（人・物・金・情報）を最適に組み合わせ、質の高い公共サービスを提供できるしくみをつくる。

##### ○ 将来に責任を持つ財政運営の実現

直面する財政危機を克服し、将来にわたって安定した財政運営が継続できるように、抜本的に財政改革に取り組み、雲南市の将来に責任を持つ財政運営を実現する。

#### 行財政改革の視点

##### ○ 徹底した内部管理経費の削減

事務の執行に係る人件費、物件費などの経常的な内部管理経費の削減。

##### ○ 行政サービスとコストの最適化

限られた行政資源（人・物・金）で最大の効果を上げるため、事務事業の優先性や行政関与の有効性・妥当性を検証し、真に必要な分野へ行政資源を重点配分。成果を重視した事務事業の見直しの実施。

##### ○ 市民との協働によるまちづくりの推進

単なるコスト削減だけでは財政危機の克服は不可能。住民・企業・行政が分担して公共サービスの提供を行う協働のまちづくり。

##### ○ 市民負担の公平性の確保

「受給者負担の原則」に沿ったサービスの提供。特定の人だけが特定のサービスを利用する場合、サービスを利用しない人との負担の公平性を確保。

## 改革を進めるにあたっての基本方針

- 改革意識の共有
  - 危機意識と改革意欲を首長から職員まで共有すること
- 検討方針
  - 行財政改革においては、数量的な見直しを行うとともに、行政サービスの質的向上を図る。
  - 全ての事務事業について、一切の例外・聖域を設けず、必要性・重要度の観点でゼロベースから見直す。
  - 改革を着実に推進するため、数値目標を掲げ、計画的に取り組む。
  - 改革推進にあたっては、市民参加を図りながら全庁を挙げて取り組む。
  - 計画期間は、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間とする。

## 行財政改革の検討項目

- 事務事業の見直し
  - 事務事業の統廃合 ● 補助金等の見直し ● 行政評価制度の導入 ● 行政関与のあり方の検討 ● 民間委託等の推進 など
- 組織機構の見直し
  - 本庁と総合センター等の再編整備 ● 組織の統廃合 ● 複数自治体での共同アウトソーシング など
- 定員及び給与の見直し
  - 定員管理計画の策定及び人員削減 ● 人件費の抑制 など
- 公共施設管理の見直し
  - 指定管理者制度導入 ● 施設の統廃合 ● 利用促進 など
- 第三セクター等の見直し
  - 経営統合等の検討 など
- 財政の健全化
  - 物件費の削減 ● 公共工事コストの削減 ● 予算編成方法の見直し ● 税・使用料の見直し ● 滞納整理 ● 公債費負担の抑制 など
- 市民との協働によるまちづくりの推進
  - 市民団体・地域自主組織などの協働パートナーの育成 ● 情報公開の推進 など
- 人材の育成
  - 職員の意識改革 など